

(不動産登記法) 登記の抹消 H05-16-4 <<#409>>

【問】 正誤をつけよ。

所有権の登記の抹消を申請する場合において、その抹消につき登記上利害関係を有する
抵当権者がいるときは、申請書に**抵当権者の承諾書及び抵当権者に対抗することができる裁
判の謄本**を添付することを要する。

【答え】 誤り

<<ポイント>> 登記の抹消

権利に関する**登記の抹消**は、**登記上の利害関係を有する第三者**がある場合には、**当該第
三者の承諾**があるときに限り、申請することができる。(不登法 68 条)

⇒ 第三者が承諾をしない場合、その**承諾書**に代わる第三者に対抗することができる**判決書
の謄本**、和解調書、認諾調書

